

令和3年度 第1回大阪府教育行政評価審議会

日 時 令和3年7月30日（金）16：00～

場 所 大阪府庁 別館6階 委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

大阪府教育振興基本計画の進捗を管理するための点検及び評価
大阪府教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる
点検及び評価

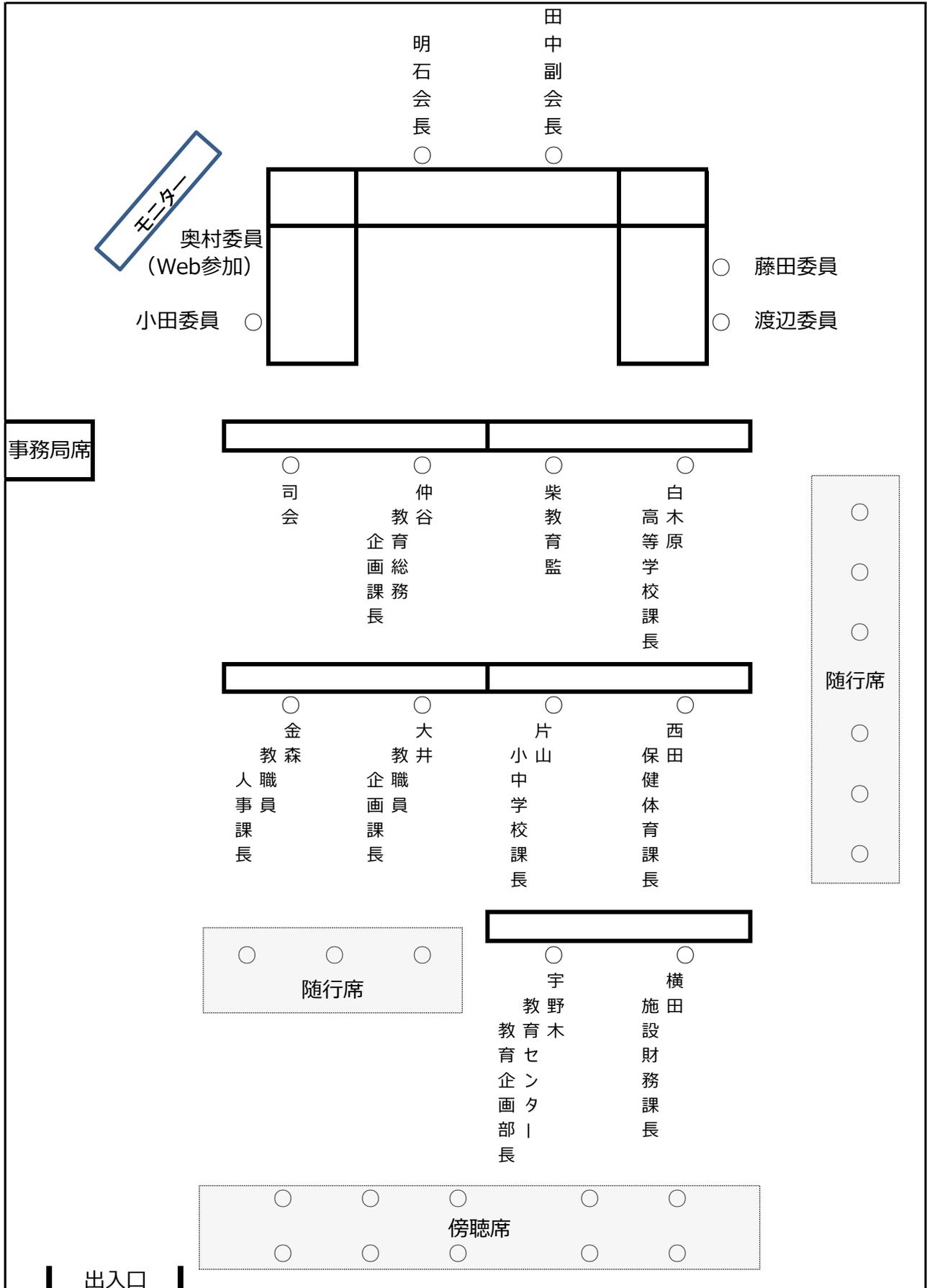
3 閉 会

配付資料

- | | |
|-------|-----------------------------------------------|
| 資料1 | 教育行政の点検及び評価について |
| 資料2-1 | 点検及び評価調書（案）
基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます |
| 資料2-2 | 委員ご意見＜基本方針5＞ |
| 資料3-1 | 点検及び評価調書（案）
基本方針6 教員の力とやる気を高めます |
| 資料3-2 | 委員ご意見＜基本方針6＞ |
| 資料4-1 | 点検及び評価調書（案）
基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます |
| 資料4-2 | 委員ご意見＜基本方針7＞ |
| 資料5-1 | 点検及び評価調書（案）
基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります |
| 資料5-2 | 委員ご意見＜基本方針8＞ |
| 参考資料1 | 委員名簿 |
| 参考資料2 | 大阪府附属機関条例（関係箇所抜粋） |
| 参考資料3 | 大阪府教育行政評価審議会規則 |

令和3年度 第1回大阪府教育行政評価審議会 配席図

令和3年7月30日(金)
於：大阪府庁別館6階 委員会議室



教育行政の点検及び評価について

○目的

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。

○根拠

大阪府教育行政基本条例（以下「条例」という。）第 6 条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条

《条例》

第 6 条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第 26 条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第 1 項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために委員会の教育長及び委員が行った取組、活動の状況等について、委員会の教育長及び委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

《地教行法》

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検及び評価の年次・内容

○点検及び評価の年次

- (1) 前年度の大阪府教育振興基本計画（※）（以下「基本計画」という。）の進捗状況
- (2) 基本計画に記載のない、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

○点検及び評価の内容

- (1) 条例第6条に基づく知事及び教育委員会の点検及び評価
 - ・基本計画の事業計画に記載する158の「具体的取組」の進捗状況を点検
 - ・基本計画の10の基本方針ごとに設定した「実現をめざす主な指標」を点検
 - ・上記点検結果を踏まえ、10の基本方針ごとに進捗状況を評価
- (2) 地教行法第26条に基づく教育委員会の点検及び評価
 - ・基本計画に定めた事務の点検及び評価（(1)をもって充てる）
 - ・基本計画に記載のない、教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価

（※）大阪府教育振興基本計画（平成25年3月策定）

- ・平成25年度を初年度とし、令和4年度を目標とする10年間を見据えた計画
- ・平成30年度から令和4年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画を別途、作成

大阪府教育行政評価審議会

○設置目的

- ・ 条例第 6 条に基づき、知事及び教育委員会が実施する基本計画の進捗を管理するための点検及び評価
- ・ 地教行法第 26 条に基づき、教育委員会が実施する委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に当たり、教育に関する知識及び経験を有する者並びに保護者の意見を聴くために設置する。

○根拠

大阪府附属機関条例

大阪府教育行政評価審議会規則

基本計画の体系

基本方針 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します
【重点取組1】子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
【重点取組2】これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
【重点取組3】互いに高めあう人間関係づくり
【重点取組4】校種間連携の推進
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます
【重点取組5】就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
【重点取組6】公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます
【重点取組7】社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実
【重点取組8】生徒の自立を支える教育の充実
【重点取組9】つながりをはぐくむ学校づくり
【重点取組10】学習環境の整備
【重点取組11】公平でわかりやすい入学選抜の実施
【重点取組12】活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します
【重点取組13】公私を問わない自由な学校選択の支援
【重点取組14】特色ある私学教育の振興
基本方針 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します
【重点取組15】支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
【重点取組16】就労を通じた社会的自立支援の充実
【重点取組17】一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
【重点取組18】発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
【重点取組19】私立学校における障がいのある子どもへの支援
基本方針 4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます
【重点取組20】夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
【重点取組21】社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ
【重点取組22】ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
【重点取組23】いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
【重点取組24】体罰等の防止

基本方針 5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます
【重点取組25】運動機会の充実による体力づくり
【重点取組26】学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり
基本方針 6 教員の力とやる気を高めます
【重点取組27】大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
【重点取組28】がんばった教員がより報われる仕組みづくり
【重点取組29】指導が不適切な教員への厳正な対応
【重点取組30】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
基本方針 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます
【重点取組31】校長マネジメントによる学校経営の推進
【重点取組32】地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
【重点取組33】校務の効率化
【重点取組34】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります
【重点取組35】府立学校の計画的な施設整備の推進
【重点取組36】災害時に迅速に対応するための備えの充実
【重点取組37】安全・安心な教育環境の整備
【重点取組38】私立学校における安全・安心対策の促進
基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します
【重点取組39】教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
【重点取組40】豊かなつながりの中での家庭教育支援
【重点取組41】人格形成の基礎を担う幼児教育の充実
基本方針 10 私立学校の振興を図ります
【重点取組42】私立幼稚園における取組みの促進
【重点取組43】私立小・中学校における取組みの促進
【重点取組44】特色・魅力ある私立高校づくりの支援
【重点取組45】専修学校・各種学校における取組みの促進
【重点取組46】私立学校における障がいのある子どもへの支援
【重点取組47】私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
【重点取組48】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
【重点取組49】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
【重点取組50】私立学校における安全・安心対策の促進

大阪府教育行政評価審議会の審議予定について

審議日程（予定）	審議項目
第1回 7/30（金） 16:00～18:00	【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます
	【基本方針6】教員の力とやる気を高めます
	【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます
	【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります
第2回 8/12（木） 10:00～12:00	【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
	【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します
	【基本方針10】私立学校の振興を図ります
第3回 9/21（火） 15:00～17:00	【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します
	【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます
	【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

大阪府教育行政評価審議会 委員別担当一覧（案）

委 員	主 な 担 当
明 石 委 員	基本方針1・基本方針4・基本方針9・基本方針10
奥 村 委 員	基本方針2・基本方針6・基本方針7・基本方針10
小 田 委 員	基本方針2・基本方針3・基本方針5・基本方針6
田 中 委 員	基本方針1・基本方針3・基本方針5・基本方針8
藤 田 委 員	基本方針4・基本方針7・基本方針8・基本方針9
渡 辺 委 員	基本方針2・基本方針4・基本方針9・基本方針10

（50音順）

基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

【基本的方向】

- ① PDCA サイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。
- ② 学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめます。

【重点取組の点検結果】

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
25 運動機会の充実による体力づくり 《基本的方向①》	91 体力づくりに関するPDCA サイクルの確立	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合： 65%をめざす	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合： 小学校：39.2% 中学校：41.6% (平成29年度調査) 「体力づくり推進計画」を策定し、PDCA サイクルに基づく体力づくりの取組を実施 (平成29年度)	— ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし	—	学校における体育活動の活性化	◆全小中学校において、推進計画に基づく体力づくりの取組が円滑に行われるよう、各校種ごとに推進計画のひな形及び記入例を示すとともに、体力向上に向けた取組の活用ツールをリスト化・更新し、一層の活用を促した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
25 運動機会の充実による体力づくり 《基本的方向①》	92 体育授業の充実	府内すべての公立小学校で実践事例集を活用した授業を実施	府内公立小学校で実践事例集を活用した割合： 小学校：77.0% (平成 29 年度調査)	府内公立小学校で実践事例集を活用した割合： 小学校：100% ※実践事例集と関連付けた授業の指導法を解説する「簡単プログラム」を活用した割合 小学校：100%	◎	子どもの体力向上サポート事業	◆実践事例集及び「簡単プログラム」をベースにした小学校教員向け実技研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。研修会で予定した内容を動画教材として作成し、HP に掲載した。 (3 領域 26 動画)
	93 体力づくりに向けた取組みへの支援	体力づくりの取組みとして縄跳び、長距離走を実施している小学校の割合： 縄跳び：80% 長距離走：80%	体力づくりの取組みとして縄跳び、長距離走を実施している小学校の割合： 縄跳び：68.1% 長距離走：76.2% (平成 29 年度)	体力づくりの取組みとして縄跳び、長距離走を実施している小学校の割合： 縄跳び：60.9% 長距離走：52.3%	△	子ども元気アッププロジェクト事業	◆「長距離走」によるスポーツイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 コロナ禍において、体育における学びの保障や体力低下を防ぐために取組みを工夫した学校もあった。(103 校)
		トップアスリート小学校ふれあい事業の充実 (平成 30 年度から)	トップアスリート小学校ふれあい事業 小学校：133 校 7 種目 11 チーム (平成 30 年 2 月 16 日時点)	トップアスリート小学校ふれあい事業 小学校：45 校 5 種目 6 チーム	△	トップアスリート小学校ふれあい事業	◆府内小学校にトップ選手・指導者等を派遣し、児童との対話や技術紹介等の直接的なふれあいを実施した。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1 月以降事業を中止した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
25 運動機会の充実による体力づくり 《基本的方向①》	93 体力づくりに向けた取組みへの支援	事業を通じてオリンピック・パラリンピックに興味・関心を持った小学生等府民の割合：70% (平成30年度から)	オリンピック・パラリンピアン派遣事業 小学校：11校 (種目：シンクロ ナイズスイミ ング・水泳・ バドミントン・ バレーボール・ ソフトボール・ 車いすテニス) (平成30年2月 16日時点)	事業を通じてオリンピック・パラリンピックに興味・関心を持った児童生徒の割合：97% 小学校：6校 支援学校：1校 (種目：水泳・ア ーティスティッ クスイミング・バ ドミントン・車い すテニス・ 車いすバスケッ トボール)	○	オリンピック・パラリンピアン派遣事業	◆府内小学校等にオリンピック・パラリンピック出場経験者を派遣し、実技や講話を通じてオリンピック・パラリンピックに対する理解増進や機運醸成を図った。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月以降事業を中止した。
		小学生を対象としたオリンピックによるスポーツ教室の継続 (平成30年度から)	小学生を対象としたオリンピックによるスポーツ教室の開催 (平成29年度)	小学生を対象としたオリンピックによるスポーツ教室の開催		子ども元気アッププロジェクト事業	◆オリンピック・パラリンピアンによるスポーツ教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 トップアスリートによるスポーツ教室(出張編)として、オリンピックを1市(箕面市)に派遣し、スポーツ教室を実施した。(10/11) 小学生32名参加

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
25 運動機会の充実による体力づくり 《基本的方向①》	94 支援学校における障がい者スポーツの推進	肢体不自由校での運動部の設置	肢体不自由校での部活動モデル検討 (平成 29 年度)	肢体不自由校 4 校において運動部 (ボッチャ) 等を実施	○	肢体不自由校の運動部等の設置	◆肢体不自由校 4 校において運動部 (ボッチャ) 等を実施した。 【茨木支援学校】 月 2～3 回 放課後が中心 部員 5 人 【藤井寺支援学校】 週 1 回 放課後に活動 部員 10 人 【光陽支援学校】 活動は不定期。 クラブ活動としてではないが、障がい者スポーツ普及を目的に、校内でボッチャ推進委員会を立ち上げ、昼休みや放課後等に練習を行った。 参加生徒 エンジョイクラス 20 人 競技クラス 9 人 * 3 校は「ボッチャ選抜甲子園」全国大会等の各種大会に参加 【西淀川支援】 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症感染予防のため活動自粛
	95 運動部活動の充実【基本方針 4 具体的取組 88 の一部再掲】	希望する学校すべてに外部指導者を派遣 (平成 30 年度から)	希望する学校すべてに派遣 (128 校) (平成 29 年度)	希望する学校すべてに派遣 (115 校)		◎	社会人等活用推進事業
		運動部活動マネジメント研修受講者の肯定的評価： 90%以上 (平成 30 年度から)	運動部活動マネジメント研修を実施 (平成 29 年度)	— ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし	—		運動部活動マネジメント研修

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
25 運動機会の充実による体力づくり 《基本的方向①》	96 地域における運動する場の提供	【府立高校の体育施設の開放】 継続的にグラウンド等の開放事業を実施 (平成30年度から)	府立高校の全校でグラウンド等の開放を実施 (平成29年度)	府立高校の全校でグラウンド等の開放を実施	◎	学校体育施設開放事業	◆全ての府立高校体育施設を、地域で行うスポーツ活動に開放し、運動機会の充実を図った。 (参考) 支援学校11校でも実施。
		【総合型地域スポーツクラブ】 総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織を整備する。 (令和3年度)	府内28市町に60クラブが設立済さらに2クラブが設立準備中 (平成29年度)	府内31市町に66クラブが設立済2クラブが設立準備中 新しく導入される登録・認証制度に関する説明会への参加及び開催、クラブアドバイザーとの意見交換等を実施	○	総合型地域スポーツクラブ活動促進事業	◆次のとおり、取組みを行った。 ・大阪府広域スポーツセンターの運営 ・スポーツ庁担当者を講師に招き、府内総合型地域スポーツクラブ担当者向けに令和4年度より運用開始予定の「登録・認証制度」に関する講演会を実施 ・大阪府スポーツ協会クラブアドバイザーと連携し、総合型地域スポーツクラブ設立検討中の自治体へ訪問
26 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり 《基本的方向②》	97 栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実	学校評価で食育を評価している小・中学校の割合：100%をめざす	学校評価で食育を評価している小・中学校の割合：60.3% (平成28年度)	学校評価で食育を評価している小・中学校の割合：91.7%	○	学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実	◆評価の実施について、具体的な評価の例を示しながら周知したほか、未実施校のある市町村教育委員会に個別に周知した。また、食に関する指導の状況調査を1月発出3月回答とすることで翌年度の評価実施を促した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
26 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり 《基本的方向②》	98 学校における保健活動の充実	保護者を委員とした学校保健委員会の設置率： いずれについても 100%をめざす	保護者を委員とした学校保健委員会の設置率： 公立小学校：60.3% 公立中学校：54.4% 公立高校：88.0% (平成 28 年度)	保護者を委員とした学校保健委員会の設置率： 公立小学校：84.9% 公立中学校：78.5% 公立高校：95.5% (令和 2 年度)	△	学校保健・食育推進事業(学校保健課題解決事業)	◆大阪府における児童生徒の学校保健における課題の解決を図るため、府内学校教職員及び市町村教育委員会担当主事を対象とする研修会や講演会(新型コロナウイルス感染症対策として書面により開催したものを含む)を実施した。 ◆学校三師(学校医、学校歯科師、学校薬剤師)、地域医療関係者と連携した研修会を実施した。 ・大阪府学校保健・安全研修会 (書面開催) ・大阪府学校保健・安全研究大会 (保護者も対象)
	99 子どもの生活習慣確立に向けた取組みの推進	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合： 向上させる (注)	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合： 小学校：76.7% 中学校：73.7% (平成 29 年 4 月調査)	— ※令和 2 年度は「全国学力・学習状況調査」の実施なし	—	学校における「早寝早起き」に関する取組みの充実	◆市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡会において「眠育」の取組みについて事例紹介を行った。
		毎日、同じくらいの時刻に起きている児童・生徒の割合： 向上させる (注)	毎日、同じくらいの時刻に起きている児童・生徒の割合： 小学校：89.6% 中学校：91.1% (平成 29 年 4 月調査)	— ※令和 2 年度は「全国学力・学習状況調査」の実施なし	—	学校における「早寝早起き」に関する取組みの充実	◆市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡会において「眠育」の取組みについて事例紹介を行った。

(注) 全国学力・学習状況調査に係る指標については、当該年度の状況が次年度の結果に反映されるため、「計画策定時の現状値」「実績値」、及び「進捗状況」には次年度の結果を記載。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
26 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり《基本的方向②》	99 子どもの生活習慣確立に向けた取組みの推進	「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合： 全国水準をめざす (注)	「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合： 小6：84.1% (全国：87.0%) 中3：78.7% (全国：82.7%) (平成29年4月調査)	全国学力・学習状況調査の結果 (R3年8月末公表予定)を反映		学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実	◆市町村教育委員会担当指導主事を対象とした会議等において朝食の喫食について指導を行うよう周知した。また、学校訪問時や、令和2年3月に作成した冊子「食育指導案」に朝食に関する指導案を掲載するなど、事例紹介を行った。

(注) 全国学力・学習状況調査に係る指標については、当該年度の状況が次年度の結果に反映されるため、「計画策定時の現状値」「実績値」、及び「進捗状況」には次年度の結果を記載。

【指標の点検結果】 ※全国学力・学習状況調査に係る指標については、当該年度の状況が次年度の結果に反映されるため、「計画策定時の現状値」及び「実績値」には次年度の結果を記載。

指標	目標値 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○指標 34 「全国体力・運動能力、 運動習慣等調査」結果を 踏まえて、授業等の 工夫・改善を行った学校 の割合	65%をめざす	小学校：39.2% 中学校：41.6% (平成 29 年度調査)	小学校：38.0% 中学校：46.9%	小学校：43.5% 中学校：44.6%	小学校：－% 中学校：－% ※R2 年度は「全国体 力・運動能力、運動 習慣等調査」の実施 なし		
			△	△	－		
○指標 35 体力テストの5段階総合 評価で下位段階 (D・E) の児童の割合 (小5)	全国水準をめざす	男子：33.4% (全国：28.9%) 女子：28.9% (全国：23.1%) (平成 29 年度調査)	男子：33.7% (全国：28.8%) 女子：28.3% (全国：22.5%)	男子：35.9% (全国：31.2%) 女子：28.5% (全国：23.8%)	男子：－% (全国：－%) 女子：－% (全国：－%) ※R2 年度は「全国体 力・運動能力、運動 習慣等調査」の実施 なし		
			△	△	－		
○指標 36 保護者を委員とした学校 保健委員会の設置率 (政令市除く)	いずれについても 100%をめざす	公立小学校： 60.3% 公立中学校： 54.4% 公立高校： 88.0% (平成 28 年度)	公立小学校： 79.9% 公立中学校： 72.1% 公立高校： 93.7%	公立小学校： 83.1% 公立中学校： 75.7% 公立高校： 94.3%	公立小学校： 84.9% 公立中学校： 78.5% 公立高校： 95.5%		
			○	△	△		
○指標 37 学校評価で食育を評価し ている小・中学校の割合	100%をめざす	60.3% (平成 28 年度)	84.5%	87.7%	91.7%		
			○	○	○		
○指標 38 「毎日朝食をとる」 児童・生徒の割合	全国水準をめざす	小6：84.1% (全国：87.0%) 中3：78.7% (全国：82.7%) (平成 29 年 4 月調査)	小6：84.1% (全国：86.7%) 中3：78.0% (全国：82.3%)	－ ※R2 年度は 「全国学力・学習 状況調査」の実施 なし	全国学力・学習 状況調査の 結果 (R3 年 8 月末公 表予定)を反映		
			△	－			

【自己評価】

【基本的方向①】PDCA サイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については中止となった。
- ・一方、小・中学校での「体力づくり推進計画（アクションプラン）」の策定促進を目的に、各市町村に対し、体力づくりの取組みが円滑に行われるよう推進計画のひな形及び記入例の提示や、体力向上に向けた取組みの活用ツールをリスト化するなどした。その結果、小学校における策定率が令和元年度94.5%から令和2年度97.7%に3.2ポイント上昇し、中学校では令和元年度91.3%から令和2年度96.8%に5.5ポイント上昇した。
- ・この「体力づくり推進計画（アクションプラン）」が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえた内容となるよう、引き続き市町村を通じてはたらきかけを行っていく。
- ・実践事例集と簡単プログラムを用いた小学校教員向け研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止としたが、予定していた授業づくりや指導法等の内容を動画教材として作成し、HPに掲載した（ボール運動系、水泳運動系、器械運動系の計26動画）。
- ・また、全国体力調査の結果を踏まえた対策の時間を確保するため、ICTを活用した小学3・4年生を対象とする新体力テスト・授業改善をモデル実施し、子どもたちの運動に対する苦手意識の改善（「運動やスポーツが好き・やや好き」が低水準）につなげていく取組みを行う。実施にあたり、小学生向けに各種目の実施時のコツをまとめたものを動画教材としてHPに掲載した。

【基本的方向②】学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめます。

- ・学校における保健活動の充実のため、保護者を委員とする学校保健委員会の設置については、公立小学校・公立中学校・公立高校とも、昨年度と同程度の水準となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、教育活動への保護者・地域の働きかけについて、十分に行うことができなかったと考えられるが、これまでも市町村教育委員会、学校、保護者に働きかけることにより、設置率が格段に向上した市町村もあることから、設置率の低い市町村教育委員会に対しては、今後も引き続き他校・他市町村の好事例を紹介するなどし、目標とする全校での設置に向けて取り組んでいく。
- ・学校評価での食育の評価については、評価項目の例を提示しながら市町村教育委員会に働きかけた結果、評価を行う学校の割合が前年度と比べ4ポイント増加した。目標とする100%に向けて、今後も引き続き市町村教育委員会に対し、評価実施の周知や、未実施校のある教育委員会への個別の働きかけなど、一層取組みを推進していく。

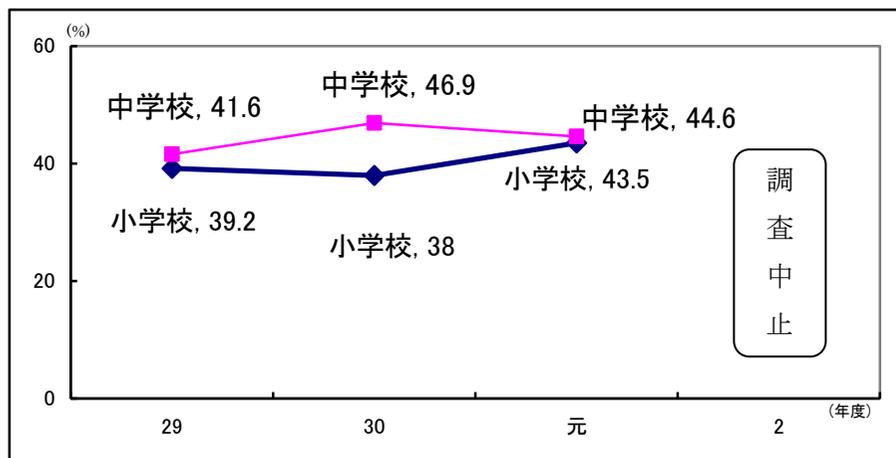
「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合について、1月に作成した冊子「食育指導案」に朝食に関する家庭における食育を促すよう取り組んでいく。

全国学力・学習状況調査の結果
(R3年8月末公表予定)を反映

「る」取組みを選択肢として示すほか、令和2年3月を積極的に進めるよう市町村教育委員会に働きかけ、

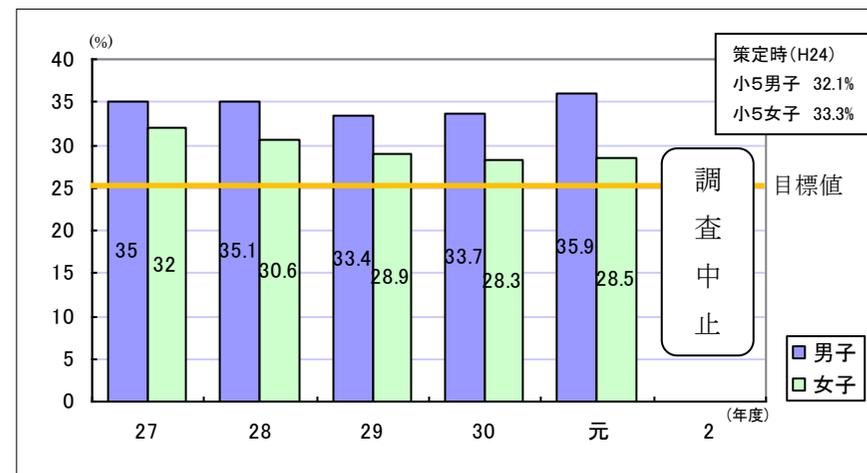
(参考)

◆指標 34 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合



※府教育庁調べ

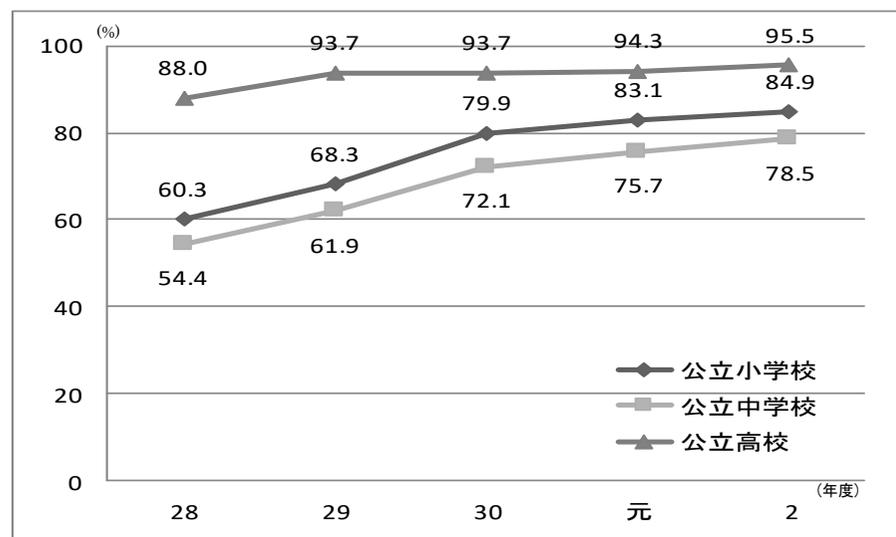
◆指標 35 体カテストの5段階総合評価で下位ランク(D・E)の児童の割合



※府教育庁調べ

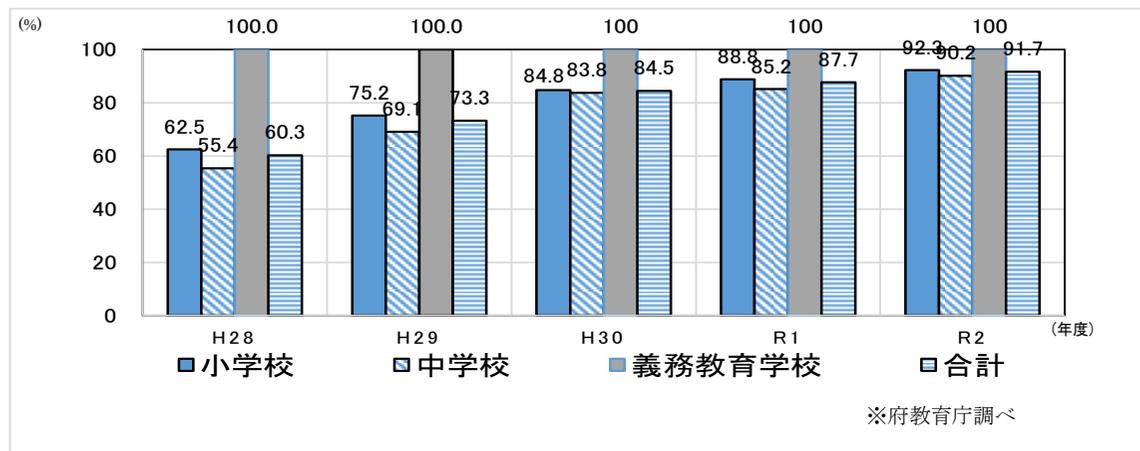
※スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」(政令市を含む)より

◆指標 36 保護者を委員とした学校保健委員会の設置率

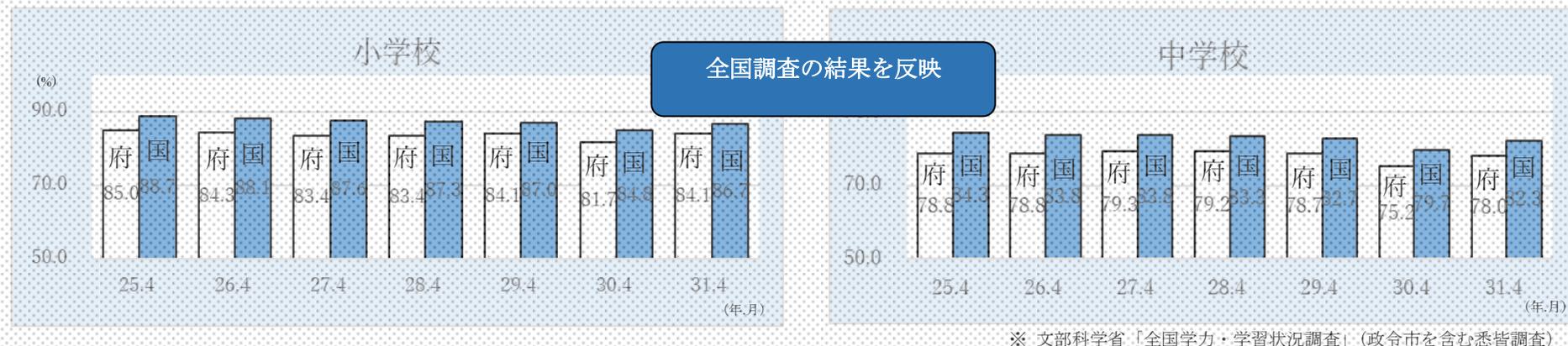


※府教育庁調べ

指標 37 学校評価で食育を評価している小・中学校の割合



◆指標 38 「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合 ※令和2年度は「全国学力・学習状況調査」が実施されなかったことから、平成31年4月調査までの結果を記載



委員ご意見 <基本方針 5>

小田委員	<p><学校における「早寝早起き」に関する取組の充実（具体的取組99）> 生活習慣が乱れて昼夜逆転になっていく原因の一つに、ゲーム、YouTube等への時間制限のない生活が続いている現状がある。これが不登校や大幅遅刻の原因になっている場合もあり、保護者だけでは対応が難しいという相談事例も寄せられている。 <u>児童生徒の実態に即した具体的な対応や施策として、取り組まれていることがあれば、うかがいたい。</u></p>
田中副会長	<p><学校体育（具体的取組93）> 自分が審議会委員に着任してから一貫して指摘させていただいていることであるが、<u>義務教育段階での体力づくりを、学校体育における第一義の目的に置くことが、学習指導要領体育編の目標に掲げられている「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育むに資する目標設定なのかについては見直す必要があるのではないかと考える。</u> 例えば縄跳びや長距離走の実施率を目標にすることが、生涯スポーツの観点で、子どもたちの将来のスポーツライフに於いて、「週あたりのスポーツ実施率」に貢献するの否かは慎重に判断すべきである。体力向上に於いては縄跳びや長距離走という運動種目は、確かに「持久力を養う」効果を有する運動であることは確かではあるが、この種目の実施率を目標とすることが、日本スポーツ協会が「スポーツは自発的な運動の楽しみを貴重とする人類共通の文化」とうたう「自発的な運動の楽しみ」に触れさせることに大切な指標となりえるのかは慎重に判断いただきたいと考える。むしろ、その数値を追うことが、子どもの運動離れや、学校現場の体育実践を硬直化させ、学校体育と日常にあるスポーツ文化との乖離を誘発するのではないかとこの視点が必要ではないだろうか。</p>
藤田委員	<p><総合型地域スポーツクラブについて（具体的取組96）> <u>総合型地域スポーツクラブについて、大阪府の取組として支援を行なっている旨を、各総合型地域スポーツクラブの事業案内などに明記してもらってはどうか。</u> 私の地元にも総合型地域スポーツクラブがあるが、この主催が不明瞭なため、実施されているプログラムの内容への信頼性に少し疑問を持ってしまっていた。大阪府の取組として支援を行っている旨を利用者にわかりやすく示すことにより、各スポーツクラブと大阪府に対しての信頼性の向上、イメージアップにつながるのではないかと。</p>

基本方針6 教員の力とやる気を高めます

【基本的方向】

- ① 採用選考方法等を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員を最大限確保します。また、教職経験の少ない教員について研修や人事異動等を通じて資質・能力の向上を図るとともに、教員等の人権感覚の育成に努めます。
- ② ミドルリーダー育成の取組みにより、次世代の管理職養成をすすめます。
- ③ がんばった教員の実績や発揮された能力が適正に評価される評価・育成システムの実施等により、教員のやる気と能力の向上を図ります。
- ④ 指導が不適切な教員に対し厳正な対応を行います。
- ⑤ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みを支援します。

【重点取組の点検結果】

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向①》	100 優秀な教員の確保	優秀な教員を毎年度の必要数確保 (平成 30 年度から)	優秀な教員を最大限確保 合格者数： 1,363 名 (平成 29 年度) ※平成 30 年度教員採用選考テスト	令和 3 年度教員採用選考テスト 合格者数： 1,269 名	◎	教職員採用選考費	<p>◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年 4 月に実施していた受験説明会は中止したが、「教育長からのメッセージ」や教員の紹介ムービー(動画)をホームページに掲載するとともに、合格実績の多い大学や確保困難な教職課程認定大学(延べ 82 大学)への動画提供、個別訪問又はオンラインにより説明会を開催し、求める人物像や教員のやりがいを紹介するなど、大阪の教員の魅力発信に努めた。</p> <p>◆受験者数・質の確保のため、加点制度の拡充など選考方法の工夫・改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小学校」、「小中いきいき連携」、「中学校」、「高等学校」の一般選考出願者のうち、特別支援学校教諭の普通免許状所有者について、加点の対象とした。 ・支援学校「中学部」と「高等部」においても、「幼稚部、小学部共通」、「小学部」と同様に特別支援学校教諭の普通免許状所有(取得見込みを含む。)を出願の要件とした。 ・障がい者を対象とした選考について、障がい者の雇用をより一層拡大するため、これまで 50 歳以下としていた年齢要件について、59 歳以下に緩和した。 <p>◆懲戒処分歴等のある者に出願を思い止まらせる抑止力となることを期待して、出願時の提出書類に「懲戒処分歴欄」を設け、受験案内に「出願内容等に虚偽記載があった場合は、採用後懲戒処分を行う場合がある」旨を明記した。</p>

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向①》	101 「学び続ける教員」の育成	各研修受講者の肯定的評価： 90%以上 (平成30年度から)	キャリアステージに応じて、初任者研修、各年次研修、管理職研修や課題別研修、授業力向上研修等を実施 (平成29年度)	全研修受講者の肯定的評価の割合：96.0%	◎	教職員対象研修の実施	◆初任者・新規採用者研修、教職等経験者研修、管理職等研修、首席・指導教諭・リーダー養成等研修、職に応じた研修、人権教育研修、支援教育研修、教育相談・生徒指導研修、ICT活用研修、教育課題研修、授業づくり研修等、キャリアステージに応じた研修を実施した。
	102 初任者研修の実施	府立学校初任者研修及びインターミディエイトセミナー受講者の肯定的評価： 90%以上 (平成30年度から)	府立学校教員を対象に初任者研修(校外研修、校内研修)、インターミディエイトセミナー(2～4年目)を実施 (平成29年度)	府立学校初任者研修及びインターミディエイトセミナー受講者の肯定的評価： 95.2%	◎	「初任者等育成プログラム」の実施 初任者研修 府立学校インターミディエイトセミナー	◆「初任者等育成プログラム」に基づき、組織的・計画的に初任者研修を実施した。 ◆当該年度採用の高・支援学校教諭に対する研修を実施した。 ◆府立学校の2～4年次の教諭に対して、初任者研修の一環として「授業づくり」、「児童生徒理解を深めるために」の研修を実施した。
		初任者研修及び2年目研修受講者の肯定的評価： 90%以上 (平成30年度から)	市町村立小・中学校、義務教育学校教員を対象に初任者研修(校外研修、校内研修)、2年目研修(社会体験研修を含む)を実施 (平成29年度)	初任者研修及び2年目研修受講者の肯定的評価： 97.9%	◎	初任者研修 2年目研修	◆当該年度採用の小・中学校教諭に対する研修を実施した。 ◆小・中学校2年次の教諭に対して、初任者研修の一環として「授業づくり」、「児童生徒理解を深めるために」「セルフマネジメント」の研修を実施した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向①》	103 人事異動等によるキャリア形成・能力の向上	令和4年度当初人事 【公立小・中学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合： 向上させる	平成29年度当初人事 【公立小・中学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合： 16.5%	令和2年度当初人事 【公立小・中学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合： 15.8% 〔令和3年度当初人事： 16.1%〕	△	教職員人事異動・交流	◆小・中学校 新任4～6年目の異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう、他の市町村等への人事異動、人事交流について、市町村教育委員会との連携のもと、計画的な人事異動を行った。
		令和4年度当初人事 【府立学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等している人数の割合： 向上させる	平成29年度当初人事 【府立学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等している人数の割合： 41.1%	令和2年度当初人事 【府立学校】 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等している人数の割合： 51.0% 〔令和3年度当初人事： 53.0%〕			○

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向①》	104 教員の人権感覚の育成	教職員人権研修ハンドブックを5講座以上で活用 (平成30年度から)	教職員人権研修ハンドブックの内容を毎年度更新し、研修に活用2講座 (平成29年度)	教職員人権研修ハンドブックの内容を引き続き更新し、研修において6講座で活用	◎	教職員人権研修ハンドブックの改訂	◆教職員人権研修ハンドブックについて、令和2年度版に更新し、初任者及び府立学校全校に配付するとともに、研修会においても活用した。 (参考) 令和元年度活用実績校 94.0%
		人権教育に関する研修受講者の肯定的評価：90%以上 (平成30年度から)	人権教育に関する研修の実施 (平成29年度)	人権教育に関する研修受講者の肯定的評価：95.1%	◎	人権教育研修	◆人権教育担当教職員(府立は各校1名、小・中学校は市町村ごとに人権教育推進の中心となる教員1名以上)を対象とした人権教育研修を実施した。
	105 教員の危機管理能力の育成	危機管理に関する研修受講者の肯定的評価：90%以上 (平成30年度から)	危機管理に関する研修を実施 (平成29年度)	管理職及びミドルリーダー等を対象とした研修において危機管理に関する研修を実施 研修受講者の肯定的評価：96.5%	◎	危機管理研修の実施	◆以下の各研修の中で、いじめ対応や教育法規など、危機管理に関する内容を取り入れて実施した。 <小・中学校> ・新任校長研修 ・新任教頭研修 ・新任首席研修 ・リーディング・ティーチャー養成研修 <府立学校> ・新任校長研修、校長研修 ・新任教頭研修、教頭研修 ・新任首席研修、首席研修 ・リーダー養成研修

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向①》	106 授業改善への支援【基本方針1 具体的取組4の再掲】	—	—	—	—	教員研修の充実	◆授業力向上研修 府教育センターによる研修を充実させ、市町村における教員の人材育成をめざして、キャリアステージに応じた授業づくり研修を開講するなど、小中学校授業力向上研修の充実を図った。
		授業研究を伴う校内研修を5回以上実施している学校の割合：向上させる	授業研究を伴う校内研修を5回以上実施している学校の割合： 小学校：91.3% (全国：88.0%) 中学校：71.7% (全国：68.4%) (平成29年4月調査)	— ※平成30年度全国学力学習状況調査より、学校質問紙から当該項目が削除されたため	—	校内研究の推進	◆市町村研修支援プロジェクト 市町村教育委員会の体系的な研修の実施を支援するため、「学習指導」をテーマに府教育センターの指導主事を研修講師として派遣した。 ◆市町村指導主事学習会 市町村教育委員会指導主事の実践的指導力を育成し、市町村教育委員会が所管する学校に向けて具体的な研修を実施できるようにするため、市町村指導主事を対象に学習会を実施した。 ◆校内研究への指導主事派遣 スクール・エンパワーメント推進事業との連携等による校内研究に対して、府教育センターの指導主事を派遣し、小・中学校の授業改善を支援する市町村教育委員会へ指導・助言を行った。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向②》	107 ミドルリーダー育成に向けた校内研修支援	組織づくり研修受講者の肯定的評価： 90%以上 (平成30年度から)	ミドルリーダーに対し、組織づくり研修を実施 (平成29年度)	組織づくり研修受講者の肯定的評価：91.9%	◎	組織づくり研修	◆ミドルリーダー（小・中・高等・支援学校の教職経験5～10年目の教諭）を対象に、組織づくり（ロジカルシンキング、チームビルディング、メンタリング）に関する内容の研修を実施した。
		校長のニーズに合わせてミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員向けに校内研修支援を実施した府立学校：5校以上を維持 (平成30年度から)	ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施：3校 (平成29年度)	ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施：3校	×	育成支援チーム事業	◆ミドルリーダーの育成を支援し、学校の組織力の向上及び学校経営の円滑化を図るため、指導主事が支援対象校3校を訪問し、各校3回程度、研修を実施した。さらに、実践内容をミドルリーダー育成プログラムとしてまとめ、ホームページ上で公表するとともに全府立学校に周知した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向②》	108 首席・指導主事への若手教員の任用	【首席・指導主事への若手任用】 令和4年度当初人事 【公立小・中学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用の拡充 ※政令市及び豊能地区を除く	平成29年度当初人事 【公立小・中学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用数： 首席73名、指導主事36名	令和2年度当初人事 【公立小・中学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用数： 首席79名、指導主事33名 〔令和3年度当初人事： 首席69名、指導主事41名〕	○	首席選考及び指導主事等選考	◆学校でのミドルリーダーとなる人材を発掘し、これからの府の教育を支える人材を養成するため、30歳代の若手教員を首席や指導主事に積極的に登用した。(全校種で156名)
		令和4年度当初人事 【府立学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用の拡充	平成29年度当初人事 【府立学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用数： 首席22名、指導主事16名	令和2年度当初人事 【府立学校】 首席・指導主事の30歳代の新規任用数： 首席27名、指導主事17名 〔令和3年度当初人事： 首席40名、指導主事16名〕			

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上 《基本的方向②》	108 首席・指導主事への若手教員の任用	【リーダー養成研修(府立)リーディング・ティーチャー養成研修(小中)】 府立学校リーダー養成研修、小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修受講者の肯定的評価:90%以上 (平成30年度から)	教職経験5年程度の教員で校長・准校長から推薦を受けた者を対象に、府立学校リーダー養成研修、小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修を実施 (平成29年度)	府立学校リーダー養成研修(5回) 小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修(6回) 両研修受講者の肯定的評価:95.6%	◎	府立学校リーダー養成研修	◆校長より推薦された府立学校教諭・首席等に対し、管理職養成に焦点を当てた学校組織マネジメントについて、研修を実施した。
	109 管理職の育成に向けた支援	人材育成や組織マネジメント等研修受講者の肯定的評価:90%以上 (平成30年度から)	府立学校の校長・准校長と教頭が共通して選択できる研修を構築し、人材育成や組織マネジメントなど喫緊の課題に即した内容で研修を実施 (平成29年度)	府立学校の校長・准校長と教頭が共通して選択できる研修を設定し、人材育成や組織マネジメントなど喫緊の課題に即した内容で研修を実施 研修受講者の肯定的評価:97.0%		府立学校校長研修、府立学校教頭研修	◆府立学校の校長・准校長と教頭が共通して選択できる研修を設定し、管理職がニーズに応じて選択できる仕組みを整え、人材育成や組織マネジメントなど喫緊の課題に即した内容で研修を実施した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
28 がんばった教員がより報われる仕組みづくり 《基本的方向③》	110 評価・育成システムの 実施	評価・育成システムの適切な運用 (平成 30 年度から)	・育成(評価)者がシステムの目標設定面談等において指導育成を実施 ・評価結果を勤勉手当の成績率の判定等に活用	・評価・育成システムの適切な運用を実施 ・評価結果を勤勉手当の成績率の判定等に活用	◎	教職員の資質向上方策推進事業 (教職員の評価・育成システムの実施運営費)	◆年度当初に研修実施計画を策定し、4～5月にかけて Web 配信により、9月～11月は集合型により、評価・育成者研修を実施し、育成(評価)者のシステムに対する理解度を深めた。 (研修対象者数：約 2,600 名) (府立：校長 4 回、教頭 3 回、事務長 2 回) (市町村立：校長 4 回、教頭 3 回、市町村教育委員会 5 回) また、市町村教育委員会からの個別の問合せ等に対応するなど、円滑なシステム運用を図った。
		生徒又は保護者の授業に関する評価を踏まえた、より客観性を確保した教員評価の実施 (平成 30 年度から)	授業アンケートを踏まえた教員評価の検証結果も踏まえ、システムの改定を行い、運用を開始 〔令和 2 年度 評価結果〕 (%、() は R1) 府立学校 SS：0.6 (0.6) S：31.7 (30.2) A：67.0 (68.4) B：0.7 (0.8) C：0.01 (0.02) 市町村立学校 SS：0.3 (0.3) S：35.8 (35.0) A：63.4 (64.1) B：0.5 (0.6) C：0.01 (0.00)	◎			◆授業アンケートを踏まえた教員評価が的確に行われるよう、評価・育成者研修等を通じ、府立学校に対して指示を、市町村教育委員会に対して指導・助言を行った。 ◆授業アンケートに関する府立学校、市町村教育委員会からの問合せ等に対応するとともに、「授業力」評価に向けた具体的な手順等について指導・助言を行った。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
28 がんばった教員がより報われる仕組みづくり 《基本的方向③》	111 優秀な教職員の表彰	—	—	—	—	優秀な教職員等の表彰	◆大阪府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績を上げたものを表彰した。 (令和2年度表彰件数 32 件)
29 指導が不適切な教員への厳正な対応 《基本的方向④》	112 指導が不適切な教員への対応	—	—	—	—	指導が不適切であると思われる教員の把握	◆府立学校長・市町村教育委員会からヒアリング(調査)を行った。 指導が不適切であると思われる教員数 小学校 107名 中学校 70名 高等学校 77名 支援学校 43名
						教員評価支援チームの学校訪問	◆授業観察を行い、指導力の改善に向けた取組みの支援を行った。 教員評価チームの派遣回数 小学校 7回 中学校 5回 高等学校 29回 支援学校 13回
						教職員の資質向上方策推進事業(大阪府教員の資質向上審議会運営費)	◆指導が不適切である教員に対する具体的な対応方策について専門的・多角的見地から検討を行った。(年間1回実施) ・諮問件数 新規: 0件 継続: 0件 復帰: 0件 分限: 0件 懲免: 0件 退職: 0件 ・令和2年度当初復帰者の報告: 1件

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
30 私立学校 における教 員の資質向 上に向けた 取組みの支 援 《基本的方 向⑤》	113 私学団体 における研修 事業の支援	—	—	—	—	私学団体におけ る研修事業の支 援 	◆府教育委員会の取組みについて私立学校へ 情報提供を行うとともに、講師として私学団 体における研修会に参加した。
	114 教員研修 や学校現場で の教員交流の 実施【基本方 針2(1)具 体的取組 22 の再掲】	相互授業見学会 の継続実施 (平成30年度から)	相互授業見学会 の開催：9校 (平成29年度)	相互授業見学会 の開催：1校	○	相互授業見学会	◆公立学校と私立学校の双方が、授業を公開 することにより、互いの授業力を高めあった。

【指標の点検結果】

指標	目標値 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○指標 39 保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の比率	70%以上の維持をめざす (平成30年度から)	77.4% (平成28年度)	77.8%	77.6%	78.9%		
			◎	◎	◎		
○指標 40 教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の比率	70%以上の維持をめざす (平成30年度から)	76.2% (平成28年度)	72.6%	75.0%	74.5%		
			◎	◎	◎		
○指標 41 経験の少ない教員の学科間及び課程間異動等の人数比率	令和4年度当初人事 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合 小・中学校： 向上させる	平成29年度当初人事 小・中学校： 16.5%	平成30年度当初人事 小・中学校： 16.6%	令和元年度当初人事 小・中学校： 14.8%	令和2年度当初人事 小・中学校： 15.8%		
			○	△	△		
	令和4年度当初人事 新任4～6年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等をしている人数の割合 府立学校： 向上させる	平成29年度当初人事 府立学校： 41.1%	平成30年度当初人事 府立学校： 46.0%	令和元年度当初人事 府立学校： 50.9%	令和2年度当初人事 府立学校： 51.0%		
			○	○	○		

指標	目標値 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○指標 42 教員評価支援チームの 派遣回数	指導に課題のある 教員について、学校 長から教員評価支援 チームの派遣要請が あれば、1回以上 派遣 (平成30年度から)	80回 (平成28年度)	55回	80回	54回		
			◎	◎	◎		

【自己評価】

【基本的方向①】採用選考方法を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員を最大限確保します。また、教職経験の少ない教員について研修や人事異動等を通じて資質・能力の向上を図るとともに、教員等の人権感覚の育成に努めます。

- ・熱意ある優秀な教員の確保に向け、採用選考方法の工夫・改善に取り組み、1,269名の合格者を決定した。また、支援学校「幼稚部・小学部共通」、「小学部」、「中学部」、「高等部」の教員には、生徒一人ひとりの障がいに応じた適切な指導や、障がいの多様化、重度・重複化への対応等、支援学校の教員としての専門性がより一層求められていることから、特別支援学校教諭の普通免許状所有を出願の要件とした。加えて、「小学校」、「中学校」、「高等学校」等の一般選考において、小・中学校や、高等学校に在籍する障がいのある児童・生徒に対して、より高い専門性が求められていることから、出願者のうち、特別支援学校教諭の普通免許状所有者について、加点の対象とした。今後、新規採用者数が減少傾向にある中、広報活動のさらなる推進を図るとともに、資格要件の改正など採用選考の一層の工夫・改善に取り組み、優秀な教員を計画的に確保できるよう努めていく。
- ・教職経験の少ない教員については、府立学校では学科間・課程間異動等の実績は伸びている。要因としては、「府立学校教員人事取扱要領」に定める異動方針について、各校で人事交流等に対する理解及び周知徹底が進んだことが挙げられる。引き続き、同要領に基づく異動・人事交流に取り組んでいく。また、小・中学校では、新任4～6年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合について、市町村教育委員会との連携のもと計画的に取り組み、令和2年度当初では、前年度と比べ増加した。今後も、「Challenge」人事交流の成果を広く周知するとともに、人事異動等によるキャリア形成や能力向上に向けた市町村教育委員会における計画的な人材育成の取組みを促進し、本制度のさらなる活用を推進していく。

【基本的方向②】ミドルリーダー育成の取組みにより、次世代の管理職養成をすすめます。

- ・府立学校及び小・中学校の教諭及び首席等に対し、将来の管理職として必要な資質や能力の向上を図るための研修を実施した。受講者は、府立学校校長又は市町村教委からの推薦者であり、研修受講者の肯定的評価は目標とする90%以上であった。首席・指導主事への若手教員の任用についても拡充を図った結果、新たに30歳代の首席・指導主事を全校種で156名任用した。
- ・リーダー養成研修等については、学校経営の視点に立った学校組織マネジメントやチームビルディングなどを通じて、研修受講修了者が所属校で実践できる実効性のある研修となるよう内容の充実を図っていく。育成支援チーム事業については、各校において新型コロナウイルス感染症にかかる様々な業務負担が生じる中、結果として3校での実施に留まった。引き続き、公表した「ミドルリーダー育成プログラム」を通じてミドルリーダー育成の必要性を共有し、実施校の維持に努めていく。
- ・ミドルリーダーを対象とした研修については、府立学校リーダー養成研修において、受講者が幅広い素養を身に付けることができる研修となるよう回数及び内容の精選を行った結果、肯定的評価が増加した。今後も、受講者がミドルリーダーとして喫緊の様々な課題に対応するための資質と専門性の向上につながる研修となるよう、内容の充実を図っていく。

【基本的方向③】 **がんばった教員の実績や発揮された能力が適正に評価される評価・育成システムの実施等により、教員のやる気と能力の向上を図ります。**

- ・保護者による学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する肯定的意見の比率は前年度より 1.3 ポイント上昇し、目標である 70%以上を維持した。今後も、府立学校において生徒指導や学習指導の更なる充実を図り、肯定率が上がるよう取り組む。
また、教職員向け同診断における教育活動の改善に関する肯定的意見の比率については、前年度より 0.5 ポイント下がったものの、目標である 70%以上を維持した。引き続き、校長との学校経営計画策定面談を通して、学校の課題やミッションを明確にしながら指導・助言していく。
- ・令和2年度の教職員の評価結果については、上位二区分の分布割合は府立学校、市町村立学校とも前年度と比較して微増となった。引き続き、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、授業アンケートを踏まえた評価の仕組みの定着と評価・育成システムの適正な運用に努める。

【基本的方向④】 **指導が不適切な教員に対し厳正な対応を行います。**

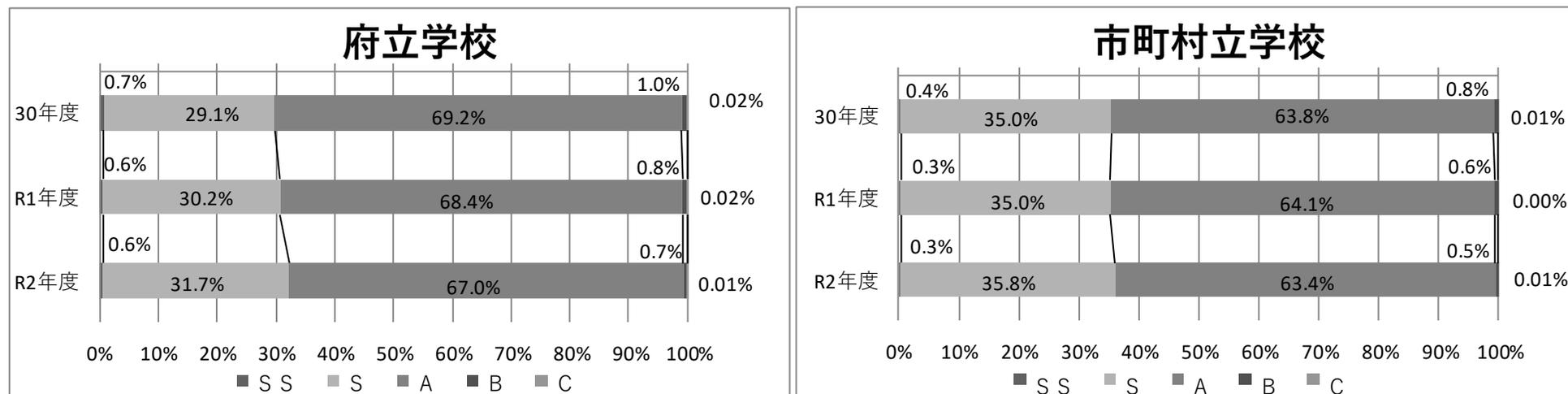
- ・授業アンケートの結果等を活用し、課題の的確な把握に努めるとともに、教員評価支援チームが授業観察を通して教員の課題を明らかにし、その改善に向けた指導・助言を行った。チームの派遣については校長・准校長、市町村教育委員会から要請のあった学校にはすべて派遣を行い、その回数は 54 回であった。令和2年度は新型コロナの影響で臨時休校等があり、要請のあった学校数が少なかったため、回数が前年度を下回った。
- ・指導が不適切な教員に対し、早期に適切な対応を行うため、学校運営協議会等を通じた保護者からの意見を調査審議した結果や校長・准校長、市町村教育委員会からの報告等を踏まえ、課題を的確に把握し、例えば、生徒対応に課題がある者に対しては、授業観察で課題を確認した後、本人との面談等において、生徒事例対応についての演習を取り入れるなど対応方策の明確化を図った。今後も引き続き学校評価支援チームによる学校訪問・授業観察を充実させることにより校長・准校長を支援する。

【基本的方向⑤】 **私立学校における教員の資質向上に向けた取組みを支援します。**

- ・公私共同の取組みについては、府教育委員会事業について私立学校に情報提供を行うとともに、私学団体における研修会に講師を派遣するなど、私学団体における研修事業を支援した。また、進路指導の担当者を対象とした就職差別の未然防止及び早期対応のための説明会を開催し、教員の資質向上に寄与した。今後も、情報提供等を通じて、私立学校の教員の資質向上に寄与していく。【基本方針2（1） 基本的方向③の再掲】

(参考)

◆教職員の評価結果の分布 ※府教育庁調べ



委員ご意見 <基本方針 6>

奥村委員	<p><評価・育成システム（具体的取組110）> 教員評価について、授業アンケートをもとに生徒の声に耳を傾け、教員の授業改善につなげていこうという趣旨は理解できる、一方で、それが教員評価と連動しており、勤勉手当にも反映される形になると、教員が新しいことにチャレンジしにくくなったり、授業の悩みを打ち明けにくくなったり、教員同士の協働的な取り組みを生みにくくなったりしてしまわないかが心配される。 本来、授業に不安がある教員がいたら、その教員が1人で悩みを抱え込まずに済むように、組織的・協働的により良い授業に向けた取り組みをしていただきたく思う。 <u>今回、教員評価が的確に行われるよう評価・育成者研修等が実施されたとのことだが、どのような研修会が実施されたかについて教えてほしい。</u></p>
奥村委員	<p><教職員の資質向上に向けた支援（具体的取組112）> 指導が不適切であると思われる教員を把握していると伺った。そうした教員が在籍する学校に対しては、教員評価支援チームが訪問し、指導力の改善に向けた取り組みの支援を行うこともあるようだが、そうした支援を受けておられない教員もいるようである。 <u>教員評価支援チームの支援を受けていない教員や、その教員の所属校に対して、どのような支援が行われているのか。</u></p>
小田委員	<p><リモートによる初任者研修の実施（具体的取組102）> 昨年度、今年度に渡り、リモート研修が必然的になっていると思うが、<u>この初任者研修におけるリモート研修の利点と課題についてお聞きしたい。</u> 特に、参集研修の意義として、他の学校の初任者間のコミュニケーションや情報交換もの意義も大きいと思っており、今後に向けての方針があれば併せてうかがいたい。</p>

委員ご意見 <基本方針 6>

小田委員	<p><優秀な教員を確保していくための方策（具体的取組100）> 大学においても教育学部志望の学生がやや減少している原因に、不祥事や教員の仕事内容等へのネガティブな報道が影響している側面も大きいようで、危惧している。 <u>今後、優秀な教員を確保していくための新たな広報等の方策があればお聞かせいただきたい。</u></p>
小田委員	<p><若手教員の任用（具体的取組108）> 指導主事への若手教員の任用について、意義も大きいと思うが、やや不安材料もある。現職経験が後々大きな財産になると思うからである。<u>この点への配慮等があればうかがいたい。</u></p>

基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

資料4-1

【基本的方向】

- ① 校長マネジメントを強化し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進します。
- ② 保護者等への情報発信を充実するとともに、地域や保護者のニーズを十分に反映した開かれた学校づくりをすすめます。
- ③ ICTを活用した校務の効率化等を推進します。
- ④ 私立学校における開かれた学校づくりに向けた取組みが、さらに進むよう支援します。

【重点取組の点検結果】

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
31 校長マネジメントによる学校経営の推進 《基本的方向①》	115 学校経営計画の策定によるPDCAサイクルに基づく学校経営の確立	学校経営計画に示す教育目標の実現度：80%以上 (平成30年度から)	学校経営計画に示す教育目標の実現度：78.3% (平成28年度)	学校経営計画に示す教育目標の実現度：81.5%	◎	学校経営の確立	◆学校経営計画策定にあたっては、校長との面談を通して、学校の課題やミッションを明確にしながら、取組みや成果指標について、校長に対し指導・助言した。 また、各府立学校において、学校経営計画に基づいた学校経営を行うとともに、学校教育自己診断や学校運営協議会からの意見を踏まえ、年度末に学校評価を実施した。
	116 予算面等における校長のマネジメント強化	学校経営計画に示す教育目標の実現度：80%以上 (平成30年度から)	学校経営計画に示す教育目標の実現度：78.3% (平成28年度)	学校経営計画に示す教育目標の実現度：81.5%	◎	学校経営推進事業 	◆府立、私立双方を対象に募集を行った結果12校を支援対象校に決定し、500万円を上限に経営支援を行った。
						校長マネジメント推進事業	◆校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を、1校あたり120万円を上限に全府立学校に配当した

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
31 校長マネジメントによる学校経営の推進 《基本的方向①》	117 「チームとしての学校」整備と校長がリーダーシップを発揮できる組織体制の確立	校長のニーズに合わせてミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員向けに校内研修支援を実施した府立学校：5校以上を維持 (平成30年度から)	ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施：5校 (平成29年度)	ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施：3校	×	育成支援チーム事業	◆ミドルリーダーの育成を支援し、学校の組織力の向上及び学校経営の円滑化を図るため、指導主事が支援対象校3校を訪問し、各校3回程度、研修を実施した。さらに、実践内容をミドルリーダー育成プログラムとしてまとめ、ホームページ上で公表するとともに全府立学校に周知した。
	118 民間人、行政職、教諭等からの優れた人材の校長への任用	令和4年度当初人事 【府立学校】 原則公募による任用	平成29年度当初人事 【府立学校】 民間人：9名 教諭等：1名	令和2年度当初人事 【府立学校】 民間人：5名 教諭等：0名 [令和3年度当初人事] 民間人：5名 教諭等：0名	○	府立学校校長及び小中学校任期付校長の公募	◆優秀な人材を確保するため、大阪メトロ主要駅に募集ポスターを掲示するとともに、情報プラザ及び再就職支援会社等へのチラシ配架、東京事務所のディスプレイ等へのポスター掲示やチラシの配架を行った。また、府ホームページやTwitter等のSNSも活用して広報活動を推進した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
31 校長マネジメントによる学校経営の推進 《基本的方向①》	118 民間人、行政職、教諭等からの優れた人材の校長への任用	令和4年度当初人事 【公立小・中学校】 計画的な任用	平成29年度当初人事 【公立小・中学校】 民間人：7名 行政職：2名 教諭等：2名 ※政令市及び豊能地区を除く	令和2年度当初人事 【公立小・中学校】 民間人：7名 行政職：2名 教諭等：2名 ※政令市及び豊能地区を除く 〔令和3年度当初人事〕 民間人：7名 行政職：2名 教諭等：2名	○	府立学校校長及び小中学校任期付校長の公募	◆優秀な人材を確保するため、大阪メトロ主要駅に募集ポスターを掲示するとともに、情報プラザ及び再就職支援会社等へのチラシ配架、東京事務所のディスプレイ等へのポスター掲示やチラシの配架を行った。また、府ホームページやTwitter等のSNSも活用して広報活動を推進した。
	119 教職員の働き方改革の推進	教員の年間1人当たり平均時間外在校時間を全日制課程において360時間以内にするとともに、すべての校種で対前年度比で減少させる。とりわけ、時間外在校時間が極めて多い教員数が減少するよう、重点的に取組を行う。	教員の年間1人当たり平均時間外在校時間 府立高校 ・全日制課程：401.6時間 ・定時制通信制課程：171.6時間 府立支援学校：244.4時間 (平成28年度)	教員の年間1人当たり平均時間外在校時間 府立高校 ・全日制課程：337.3時間 ・定時制通信制課程：115.6時間 府立支援学校：191.0時間	○	府立学校における働き方改革に係る取組みの実施	◆『府立学校における働き方改革に係る取組みについて』(平成30年3月)に基づく取組みを着実に実施した。 ・部活動指導員の実施 ・学校閉庁日の実施 ・在宅勤務(テレワーク)の実施 ・働き方改革ポータルサイトの運営 等

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
32 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり 《基本的方向②》	120 学校運営協議会による保護者・地域ニーズの反映	全府立学校に学校運営協議会を設置 (平成 30 年度)	学校協議会を学校運営協議会へ移行するための準備 (平成 29 年度)	全府立学校に学校運営協議会を設置	◎	学校運営協議会の運営	◆全府立学校で年3回以上会議を開催した。また、学校運営協議会に関する情報を公表していない学校に対し、個別に指導を行った。
						保護者の申し出制度	◆保護者が、郵送、投稿、メール等により学校運営協議会に授業や教育活動に関して意見書を提出できるようにするとともに、意見について、必要に応じて学校運営協議会での調査審議を経て、校長に具申されるよう条件を整備した。
	121 学校開放やボランティア活動等による地域貢献と地域とのつながりづくり 【基本方針5 具体的取組 96 の一部再掲】	【府立高校の体育施設の開放】 継続的にグラウンド等の開放事業を実施 (平成 30 年度から)	府立高校の全校でグラウンド等の開放を実施 (平成 29 年度)	府立高校の全校でグラウンド等の開放を実施	◎	学校体育施設開放事業	◆全ての府立高校体育施設を、地域で行うスポーツ活動に開放し、運動機会の充実を図った。 (参考) 支援学校 11 校でも実施。
	【総合型地域スポーツクラブ】 総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織を整備する。 (令和 3 年度)	府内 28 市町に 60 クラブが設立済さらに 2 クラブが設立準備中 (平成 29 年度)	府内 31 市町に 66 クラブが設立済 2 クラブが設立準備中 新しく導入される登録・認証制度に関する説明会への参加及び開催、クラブアドバイザーとの意見交換等を実施	○		総合型地域スポーツクラブ活動促進事業	◆次のとおり、取組みを行った。 ・大阪府広域スポーツセンターの運営 ・スポーツ庁担当者を講師に招き、府内総合型地域スポーツクラブ担当者向けに令和 4 年度より運用開始予定の「登録・認証制度」に関する講演会を実施 ・大阪府スポーツ協会クラブアドバイザーと連携し、総合型地域スポーツクラブ設立検討中の自治体へ訪問

【基本方針7】

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
32 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり 《基本的方向②》	121 学校開放やボランティア活動等による地域貢献と地域とのつながりづくり 【基本方針5 具体的取組 96 の一部再掲】	—	—	—	—	府立学校の保護者・地域住民向け公開講座の実施	◆次のとおり、公開講座を実施した。 ・パソコン・スマホ教室（7校実施） ・健康講座（2校実施） ・理科教室（2校実施） ・文化講座（陶芸・書道等）（13校実施） ・人権講座（障がい理解等）（3校実施）等
33 校務の効率化 《基本的方向③》	122 ICTの活用による校務の効率化の推進	—	—	—	—	府立学校教育 ICT化推進事業	◆全府立学校へ展開している統合 ICT ネットワークについて、セキュリティ対策などの環境の向上に努めるとともに、教職員が利用する端末機 2,000 台の更新を行い、教職員が効率的に校務業務を行うための ICT 環境を整備した。
34 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進 《基本的方向④》	123 私立学校における学校情報の公表・公開	学校情報の公表状況 いずれについても 100%をめざす	学校情報の公表状況 （平成 28 年度決算） ※下表参照	学校情報の公表状況 （令和元年度決算） ※下表参照 ※令和 2 年度決算（実績）は令和 4 年 3 月下旬に公表予定	△ (注)	経常費補助金の配分	◆情報を公表していない学校に対して、経常費補助金を減額する制度を設けており、情報を公表していない学校園については、経常費補助金を減額して配分した。

(注) 目標に対する前年度実績の進捗状況を記載。

私立学校における学校情報の公表・公開（府教育庁調べ）

	財務情報		自己評価		学校関係者評価	
	H28年度 決算	R1年度 決算	H28年度 決算	R1年度 決算	H28年度 決算	R1年度 決算
幼稚園	91.1%	91.7%	94.4%	94.3%	83.0%	85.5%
小学校	94.1%	100.0%	88.2%	100.0%	94.1%	100.0%
中学校	96.8%	100.0%	92.1%	100.0%	90.5%	100.0%
高校	96.9%	100.0%	93.8%	100.0%	91.7%	100.0%
専修学校	—	—	67.6%	85.1%	54.5%	75.6%

【指標の点検結果】

指標	目標値 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○指標 43 「学校経営計画」中の年度重点目標の実現度	80%以上をめざす (平成30年度から)	78.3% (平成28年度)	72.9%	74.0%	81.5%		
			×	×	◎		
○指標 44 府立高校の学校教育自己診断における授業参観や学校行事等への保護者の参加及び学校の情報提供に関連する診断項目の肯定値	保護者参加： 70%をめざす 情報提供： 80%以上をめざす	保護者参加： 66.0% 情報提供： 75.2% (平成28年度)	保護者参加： 67.9%	保護者参加： 67.4%	保護者参加： 60.9%		
			情報提供： 75.9%	情報提供： 76.9%	情報提供： 79.3%		
○指標 45 私立学校における学校情報の公表状況	いずれについても 100%をめざす	学校情報の公表状況 (平成28年度決算) ※次頁参照	平成30年度実績 (平成29年度決算) ※次頁参照	令和元年度実績 (平成30年度決算) ※次頁参照	令和2年度実績 (令和元年度決算) ※次頁参照 ※令和2年度決算 (実績)は令和4年3月下旬に 公表予定		
			△(注)	△(注)	△(注)		

※府立学校における学校情報の公表状況（財務情報、自己評価、学校関係者評価）は100%である。

(注) 目標に対する前年度実績の進捗状況を記載。

私立学校における学校情報の公表・公開（府教育庁調べ）

財務情報

	H28年度 決算	H29年度 決算	H30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算
幼稚園	91.1%	91.1%	92.0%	91.7%		
小学校	94.1%	94.1%	100.0%	100.0%		
中学校	96.8%	98.4%	100.0%	100.0%		
高校	96.9%	97.9%	100.0%	100.0%		
専修学校	—	—	—	—		

自己評価

	H28年度 決算	H29年度 決算	H30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算
幼稚園	94.4%	93.9%	92.9%	94.3%		
小学校	88.2%	100.0%	100.0%	100.0%		
中学校	92.1%	100.0%	100.0%	100.0%		
高校	93.8%	100.0%	100.0%	100.0%		
専修学校	67.6%	68.0%	73.2%	85.1%		

学校関係者評価

	H28年度 決算	H29年度 決算	H30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算
幼稚園	83.0%	83.4%	84.0%	85.5%		
小学校	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%		
中学校	90.5%	100.0%	98.4%	100.0%		
高校	91.7%	100.0%	99.0%	100.0%		
専修学校	54.5%	55.4%	61.8%	75.6%		

【自己評価】

【基本的方向①】 校長マネジメントを強化し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進します。

- 全府立学校において、校長・准校長が作成した学校経営計画に基づいた学校運営を行うとともに、学校運営協議会からの意見や、児童生徒・保護者向け学校教育自己診断の結果を踏まえた学校評価を行った。学校経営計画中の年度重点目標の実現度は、前年度と比較し7.5ポイント上昇し、目標の80%以上を達成した。今後も校長・准校長への面談や学校訪問を通して、丁寧に助言するなど、引き続き学校の状況をふまえた課題解決のために支援をしていく。
 - 府立学校及び市町村立小中学校の校長の公募にあたっては、優秀な人材を幅広く確保するため、梅田駅をはじめとする大阪メトロ主要駅に募集ポスターを掲示するとともに、情報プラザ及び再就職支援会社等へのチラシ配架、東京事務所のディスプレイ等へのポスター掲示やチラシの配架を行った。また、府のホームページに「現役校長からのメッセージ」を掲載するほか、TwitterなどのSNSも活用して積極的に広報活動を展開した。府立学校については、30名程度の募集に対して147名の応募があり、選考の結果18名が合格となった。市町村立小中学校については、2市2名募集に対して24名の応募があり、選考の結果1名が合格（内採用者数1名）となった。引き続き、応募を増やす取組みを行っていく。
- なお、府立学校の校長選考にあたっては、平成26年度の選考より、面接（3次）選考において、面接官に臨床心理士を加え、ストレス耐性を分析するなどしている。また、令和元年度の選考より、面接（3次）選考において、集団面接（グループディスカッション）を導入するなど、多様な観点で校長の重責を担う人材の選考に向けた工夫を行っている。また、外部人材については、任用前3ヶ月間の研修の充実を図り、4月任用以降においても支援・指導に努める。今後とも、選考方法を必要に応じて改善し、各校の教育課題に対し適切に学校経営ができる人材を広く内外から確保していく。

【基本的方向②】 保護者等への情報発信を充実するとともに、地域や保護者のニーズを十分に反映した開かれた学校づくりをすすめます。

- 全府立学校への訪問や調査により、学校運営協議会を活用した学校運営の改善事例や、学校教育活動の公表について工夫し成果を上げている事例を集約するとともに、学校経営改善に向けた実践的な取組みの成果について、学校経営叢書等で共有した。学校教育自己診断における授業参観や学校行事等への保護者の参加に関する診断項目の肯定値は、6.5ポイント減少したが、新型コロナウイルス感染症対策により、授業参観や学校行事の多くが変更・中止になり、年間を通じて保護者等の来校を大きく制限せざるを得なかったことが原因と考えられる。その一方で学校の情報提供に関連する診断項目の肯定値は昨年度よりも2.3ポイント増加した。これは、新型コロナウイルス感染症に係る情報発信の機会が増えたこと等と関わりがあると考えられる。今後も、学校のホームページ等を活用した情報提供及び保護者からの学校教育自己診断の回収率を上げるための啓発に努めるよう働きかける。
- 府立高校については、「大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ（咲くなび）」の運用など広報活動に取り組んだ。

【基本方針2（1） 基本的方向②の再掲】

【基本的方向③】 ICT を活用した校務の効率化等を推進します。

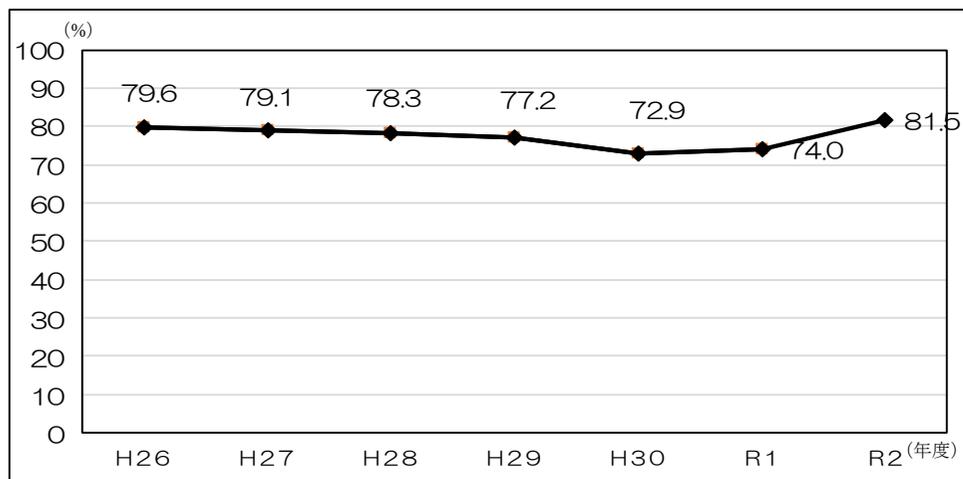
- 全府立学校へ展開している統合 ICT ネットワークについて、セキュリティ対策などの環境の向上に努めるとともに、教職員が利用する端末機 2,000 台の更新を行い、教職員が効率的に校務業務を行うための ICT 環境を整備した。今後の方針として、令和3年度は 7,000 台、令和4年度は 2,000 台の教職員端末機の更新を予定している。

【基本的方向④】 私立学校における開かれた学校づくりに向けた取組みが、さらに進むよう支援します。

- 私立学校園については、学校情報が未公表の場合は、私立学校園に対する経常費補助金の配分において減額要素としている。引き続き、目標達成に向けて、全ての学校に公表の重要性について理解を得られるよう説明し、個別に進捗状況を確認しながら、情報の公表に努めるよう働きかけていく。

(参考)

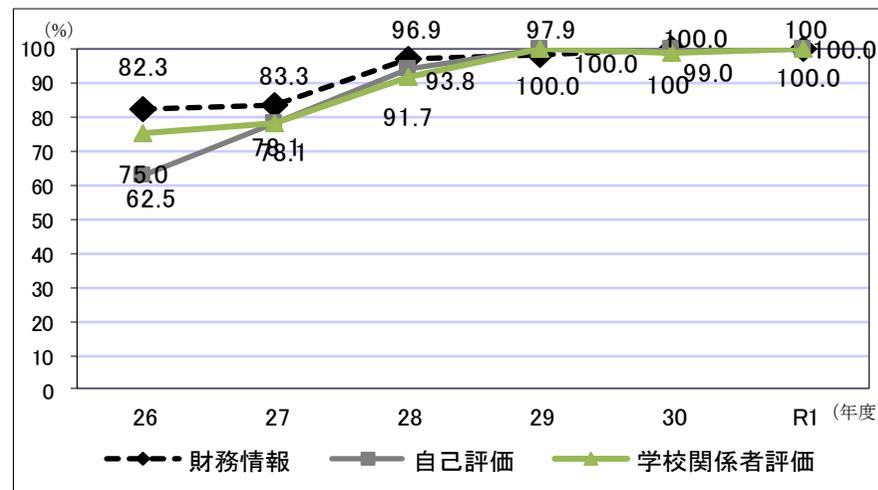
◆指標 43 「学校経営計画」中の年度重点目標の実現度



※府教育庁調べ

◆指標 45 私立学校における学校情報の公表状況

(うち高校にかかる公表状況)



※府教育庁調べ

委員ご意見 <基本方針 7>

奥村委員	<p><学校経営計画（具体的取組115）> 学校経営計画に示す教育目標の実現度が令和 2 年度実績で81.5%と高くなっている。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大変な中だったと思うが、<u>高い教育目標の実現度となった理由をどのように捉えているか。</u></p>
藤田委員	<p><開かれた学校づくりについて（指標44）> 開かれた学校づくりを推進するという観点でいうと、保護者の学校行事への参加はもちろんのこと、<u>生徒、保護者へのアンケート調査により、ニーズを汲み取るとともに、それにどう対応していくかを検討し、保護者等へ示していくことが重要である。</u></p>

基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります

資料5-1

【基本的方向】

- ① 耐震改修、老朽化対策など、府立学校の計画的な施設整備を推進します。
- ② 学校の危機管理体制を確立するとともに、児童・生徒が災害時に迅速に対応する力を育成します。
- ③ 子どもへの交通安全・防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進します。
- ④ 私立学校の耐震化に向けた取組みを促進します。

【重点取組の点検結果】

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
35 府立学校の計画的な施設整備の推進 《基本的方向①》	124 府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備の推進	—	—	—	—	府立学校老朽化対策事業 府立学校施設長寿命化計画策定事業	<p>◆老朽化したエレベーターの改修工事を、府立支援学校 1 校で実施した。府立支援学校 2 校で翌年度工事に係る実施設計を実施した。</p> <p>◆消防設備の改修工事を、府立高校 1 校で実施した。</p> <p>◆ブロック塀の撤去等を府立高校 2 5 校及び府立支援学校 4 校で実施した。また、府立高校 1 3 校及び支援学校 7 校で翌年度工事に係る実施設計を実施した。</p> <p>◆「府立学校施設長寿命化整備方針(令和 2 年 3 月改訂)」に基づく「府立学校施設の長寿命化事業実施計画」第 1 期(R 3 年度から R 7 年度まで)を令和 3 年度末に策定・公表した。</p>

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
35 府立学校の計画的な施設整備の推進 《基本的方向①》	124 府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備の推進	府立高校空調設備更新の完了	府立高校空調設備更新に向けた検討 (平成 29 年度)	府立高校空調設備更新の実施 : 0 校 (R2 予定 43 校)	△	教育環境改善事業	◆大阪府立高等学校空調設備更新 P F I 事業について、新型コロナウイルスの影響を事業者と協議し、令和 2 年度から着手予定の空調設備更新を 1 年間延期し、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で実施することとした。また、これに伴う事業期間の延長について、議会の決議を得て延長した。
		府立高校トイレ 1 系統改修工事の完了 (令和元年度)	府立高校トイレ 1 系統改修工事の実施 (平成 29 年度)	府立高校トイレ 1 系統改修工事の実施 : 0 校 (R2 予定 42 校)	△	学習環境改善事業	◆以下の改修工事について、新型コロナウイルスの影響を検討し、事務事業の見直しを行い、令和 3 年度以降の実施とした。 ・工 事 : 府立高校 4 2 校 また、以下の設計業務を実施した。 ・実施設計 : 府立高校 1 2 校
36 災害時に迅速に対応するための備えの充実 《基本的方向②》	125 公立学校施設の耐震性能向上	音楽ホール非構造部材耐震工事 : 1 校 (平成 30 年度) ※非構造部材の耐震化完了	音楽ホール非構造部材耐震設計 : 1 校 (平成 29 年度)	— ※平成 30 年度に完了	—	—	※平成 30 年度に音楽ホール非構造部材耐震工事を府立高校 1 校で実施し、非構造部材の耐震化が完了した。

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)		
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容	
36 災害時に迅速に対応するための備えの充実《基本的方向②》	126 学校の防災力の向上及び防災教育の充実	地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率： (政令市除く) 公立小学校： 60%をめざす 公立中学校： 50%をめざす 公立高校： 40%をめざす 支援学校： 50%をめざす	地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率： (政令市除く) 公立小学校： 43.5% 公立中学校： 14.4% 公立高校： 13.3% 支援学校： 36.2% (平成 28 年度)	地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率： (政令市除く) 公立小学校： 37.0% 公立中学校： 21.3% 公立高校： 27.1% 支援学校： 52.2% (令和 2 年度)	△	実践的防災教育総合支援事業 	◆13 学校園・3 地域をモデル校・地域として指定し、自然災害を想定した実践的な避難訓練等に取り組み、その成果を広く府内学校に周知した。 ・学校防災アドバイザー派遣事業 (府立 9 校、3 市町村) ・災害ボランティア活動の推進支援事業 (府立 3 校、私立 1 校)	
		—	—	—		—	防災教育研修	◆令和 2 年度は、小・中・高等・支援学校・養護教諭 10 年経験者研修、養護教諭研修、幼稚園新規採用教員研修等において、防災に関する内容を実施した。 参加者：小学校 320 名、中学校 163 名、高等学校 414 名、支援学校 219 名、幼児教育施設：520 名、養護教諭 77 名
		—	—	—		—	—	防災意識向上に向けた小中学校での(防災)出前講座の実施

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
37 安全・安心な教育環境の整備 《基本的方向③》	127 学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみでの安全体制の整備	【スクールガード・リーダーの配置支援】 各市町村の実態に応じた学校安全の取組みの推進	スクールガード・リーダーの配置状況： 20 市町 37 人 (平成 29 年度)	スクールガード・リーダーの配置状況： 18 市町 38 人 (実施市町村の求めに応じ配置)	○	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	◆国事業を活用し市町村と連携のもと、警察官 OB 等を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として活用し、学校の巡回指導・評価及び「子どもの安全見まもり隊」に対する指導・助言を実施した。
			学校安全担当指導主事連絡会： 年 2 回 (平成 29 年度)	学校安全担当指導主事連絡会： 年 2 回(第 1 回は紙面開催)	○	学校安全担当指導主事連絡会	◆学校や地域における児童生徒の犯罪被害防止に係る警察との連携や、学校における児童生徒からの見守り隊へのお礼の会の実施等について情報交換を行った。
		【地域安全センター、青色防犯パトロール】 地域安全センターを拠点とした防犯ボランティア活動等の活性化を図り、地域防犯力を向上させることにより、府民の身近で発生する犯罪を減少させ、府民の体感治安を向上させる。 R1 年度に地域安全センター全小学校区設置完了に伴い、同センターの活性化。	地域安全センター設置数： 982 小学校区 (平成 29 年 5 月末時点)	地域安全センター設置数： 975 小学校区 (政令指定都市含む) ※全小学校区に地域安全センター設置完了 (令和 2 年 3 月末時点) (小学校の統廃合により校区は減少)	○	地域防犯活動促進事業	◆警察や市等と連携して、地域安全センター未設置 1 校区において地域安全センターを設置し、府内 975 小学校区全てに地域安全センター設置を完了した。 ◆警察、市町村等と連携して地域安全センターを中心とした子どもの安全見守り等の活動支援や、地域安全センターを活用した防犯教室を開催し、防犯ボランティア活動の活性化・地域防犯力向上を図った。 ◆地域安全センターの効率的な活用を図るため、警察、市町村と連携して、府内 3 小学校区の地域安全センターについて設置箇所の見直しを実施した。 ◆事業者組合から寄贈を受けた青色防犯パトロール車両を希望自治体へ配車し、府内の青パト活動車両の普及を図った。 ◆府内 4 市町と連携し、青色防犯パトロール車 39 台に対しドライブレコーダーの設置補助を行い、「動く防犯カメラ」として活用することで、地域防犯力の向上を図った。
	青パト活動車両： 1,227 台 (平成 29 年 5 月末時点)	青パト活動車両： 1,161 台 (令和 2 年 12 月末現在) (民間団体の青パト：872 台)					

項目		目標 (目標年次)	計画策定時	R2 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R2 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
37 安全・安心な教育環境の整備 《基本的方向③》	128 防犯教育の充実	—	—	—	—	学校安全教室推進事業 防犯教室 	◆令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実技講習を伴う防犯教室の開催を中止した。
	129 交通安全教育の充実等	—	—	—	—	学校安全教室推進事業 交通安全教室 	◆交通安全教育における各校の課題解決に向けた研修会を実施した。 参加者数：70名 (市町村等：37名、府立学校：24名、私立学校：9名)
		交通安全教室への指導員派遣を継続実施 (平成30年度から)	交通安全教室への指導員派遣：3名45回 (平成29年度)	交通安全教室への指導員派遣：3名26回	◎	交通安全教育指導員派遣事業	◆交通安全教育の場に指導員を派遣し、交通安全に関する基礎知識等について座学及び参加・体験型の指導を行った。
38 私立学校における安全・安心対策の促進 《基本的方向④》	130 私立学校の耐震化の促進	耐震化率 全校種 95%以上をめざす (令和2年度)	耐震化率 幼稚園：84.5% 小学校：96.9% 中学校：92.5% 高校：83.0% 高等専修学校：89.7% ※「幼稚園」には、私学助成園から子ども・子育て支援新制度へ移行した園を含む ※「高校」には「中等教育学校」を含む (平成29年4月1日時点)	耐震化率 幼稚園：92.4% 小学校：97.0% 中学校：100.0% 高校：91.2% 高等専修学校：95.1% (令和元年度実績) ※令和2年度実績は令和3年12月頃公表予定	△ (注)	私立学校耐震化緊急対策事業費補助	◆私立学校の耐震化事業費の補助を実施した。 (幼稚園14棟、小中高8棟)
		学校別耐震化情報の公表	◆耐震化情報の公表に向けて、ヒアリング等を実施した。				

(注) 目標に対する令和元年度実績の進捗状況を記載。

【指標の点検結果】

指標	目標値 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○指標 46 地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率 (政令市除く)	公立小学校：60%をめざす 公立中学校：50%をめざす 公立高校：40%をめざす 支援学校：50%をめざす	公立小学校：43.5% 公立中学校：14.4% 公立高校：13.3% 支援学校：36.2% (平成28年度)	公立小学校：50.3%	公立小学校：64.2%	公立小学校：37.0%		
			公立中学校：16.0%	公立中学校：22.6%	公立中学校：21.3%		
			公立高校：15.7%	公立高校：42.4%	公立高校：27.1%		
			支援学校：36.2%	支援学校：84.8%	支援学校：52.2%		
			△	△	△		
○指標 47 私立学校の耐震化率	全校種 95%以上をめざす (令和2年度)	幼稚園：84.5% 小学校：96.9% 中学校：92.5% 高校：83.0% 高等専修学校：89.7% ※「幼稚園」には、私学助成園から子ども・子育て支援新制度へ移行した園を含む ※「高校」には「中等教育学校」を含む (平成29年4月1日時点)	幼稚園：87.8% 小学校：97.0% 中学校：92.5% 高校：85.6% 高等専修学校：92.7% (平成29年度実績)	幼稚園：90.5% 小学校：97.0% 中学校：97.9% 高校：88.5% 高等専修学校：92.7% (平成30年度実績)	幼稚園：92.4% 小学校：97.0% 中学校：100.0% 高校：91.2% 高等専修学校：95.1% (令和元年度実績) ※令和2年度実績は令和3年12月頃公表予定		
			△(注)	△(注)	△(注)		

※府立学校の耐震化率は100%である。

(注) 目標に対する前年度実績の進捗状況を記載。

【自己評価】

【基本的方向①】耐震改修、老朽化対策など、府立学校の計画的な施設整備を推進します。

- 府立学校の施設整備については、エレベーター（府立支援学校 1校）や消防設備（府立高校 1校）等の改修工事を計画的に実施した。また、翌年度改修工事に係る実施設計を実施した。
- 平成30年度、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、優先度の高い順に①から④までのカテゴリーに分類の上、ブロック塀を順次撤去する方針をまとめた。同方針に基づき、令和2年度はカテゴリー①の4校（府立高校4校）、カテゴリー②と③の25校（府立高校21校、支援学校4校）の撤去等を完了し、計29校の撤去等を完了した。平成30年度から実施した府立学校は111校（府立高校101校、支援学校10校）。令和3年度においても、引き続きカテゴリー④の20校の撤去等に努め、全府立学校のブロック塀改修事業を完了する予定。
（年度別：H30年度カテゴリー①21校：府立高校19校、府立支援学校2校、R1年度カテゴリー①61校：高校57校、支援学校4校）
- 令和2年3月に公表した「府立学校施設長寿命化整備方針」に基づき、事業実施計画（第1期R3からR7まで）を策定し、令和2年度末に公表した。今後、計画に基づき府立学校施設の老朽化対策に取り組んでいく。
- 教育環境改善事業については、令和2年度から3年間で空調設備の更新を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により短縮した夏季休業期間での施工と、事業計画について事業者と協議し、令和2年度の更新延期、事業計画についても延長が必要と判断し、令和3年2月議会において、事業期間1年延長の決議を得てPFI事業契約の期間を延長した。空調設備の更新については、令和3年度からの3年間で実施する予定。
- 府立高校のトイレ設備の改修工事については、実施計画を策定し良好な学習環境の整備に努めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度、工事期間の確保が困難となり、事業計画の見直しを行い、施工を延期した。令和3年度に42校の改修工事を実施し、事業完了を目指す。

【基本的方向②】学校の危機管理体制を確立するとともに、児童・生徒が災害時に迅速に対応する力を育成します。

- 教職員を対象とした防災教育研修として、令和2年度は、小・中・高・支援学校・養護教諭10年経験者研修、養護教諭研修、幼稚園新規採用教員研修等において、防災に関する内容を実施した。また、学校において、地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練をすすめるため、13学校園・3地域をモデル校・地域として指定し、実践的な避難訓練等に取り組むとともに、その成果については報告会の実施や実践事例集の作成を通じ、広く府内学校に周知した。
- 一方、地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率については、昨年度と比べ大きく減少した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難訓練の実施方法等を見直し、地域や保護者の参加を控えた場合が多かったためと考える。令和3年度についても、依然として新型コロナウイルス感染症への対応は必要となるが、その中でも、地域と連携した避難訓練の実施を行うことができるよう、令和2年度の取組みについて情報提供を行い、実施率の向上を図る。

【基本的方向③】子どもへの交通安全・防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進します。

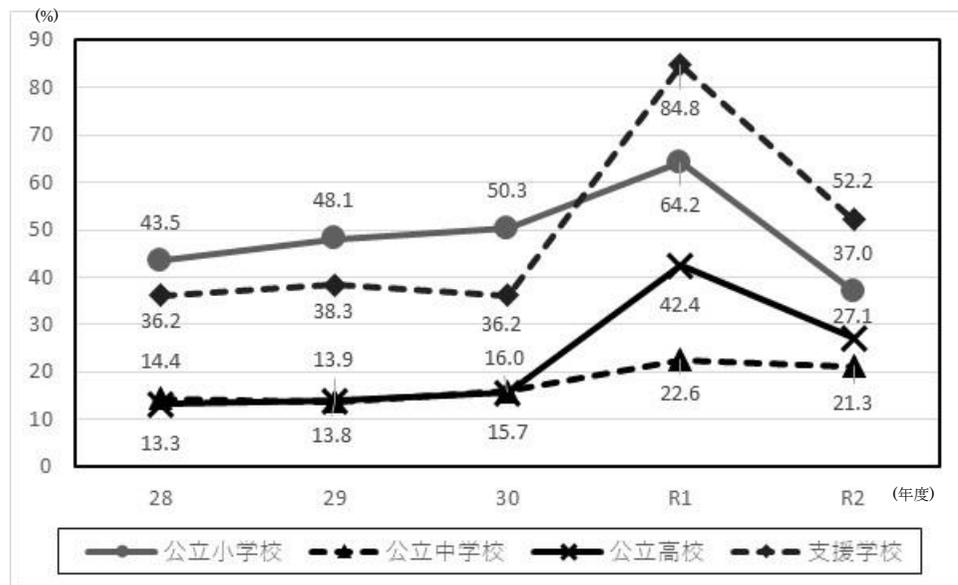
- ・各学校での防犯教育及び交通安全教育を推進するにあたり、学校安全教室推進事業を通じて、教職員に対し、交通安全教室を実施した。例年実施していた学校防犯での実技講習やシミュレーター・VRを用いた体験活動を行うことはできなかったが、引き続き、学校での安全対策・交通安全指導を支援する取り組みを進めるとともに、防犯教育及び交通安全教育の充実を図る。

【基本的方向④】私立学校の耐震化に向けた取組みを促進します。

- ・耐震化率の目標値（95%以上）の達成に向け、私立学校の耐震化にかかる事業費補助を実施するとともに、学校別耐震化情報の公表に取り組んだ。これらの取組みにより、私立学校の令和元年度末時点の耐震化率は全体として上昇している。私立学校耐震化補助金については、令和2年度で事業を終了する予定であったが、特例措置として、コロナ禍における学校現場への影響の大きさを踏まえ、最終年度である令和2年度に限り、予算執行残額を繰越し、令和3年度もその範囲内で補助を行うこととした。また、私立学校に対し、個別にヒアリング調査を行うなど、引き続き、耐震化の取組みの促進を強く働きかけていく。さらに、令和2年度末に耐震化が完了していない学校・園については、令和3年度当初に未耐震化建物をリスト化し、耐震化方針と併せて公表する。

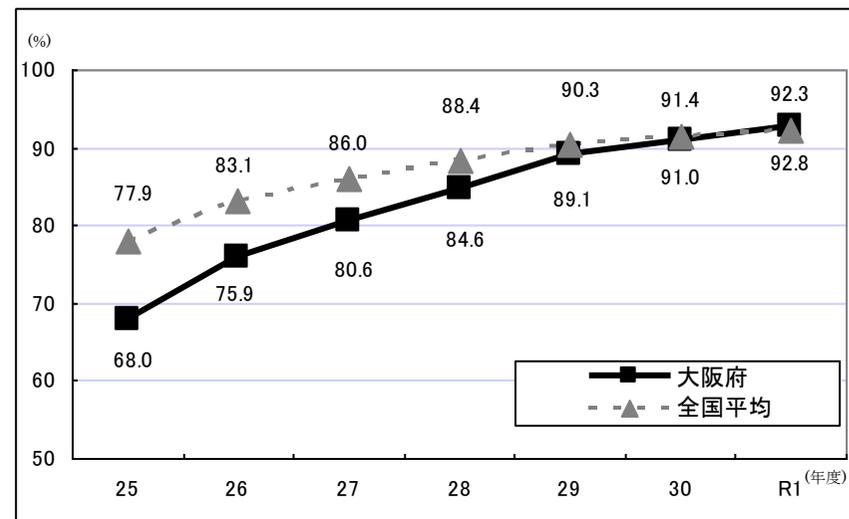
(参考)

◆指標 46 地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率
(政令市除く)



※府教育庁調べ

◆指標 47 私立学校の耐震化率



※中等教育学校を含む。高等専修学校を除く。

※平成 28 年度より全国平均の数値は、社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。

※各年度の数値は、次年度 4 月 1 日現在

※文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況調査」

委員ご意見 <基本方針 8>

田中副会長	<p><地域と連携した自然災害を想定した避難訓練（具体的取組126）> 「地域と連携した自然災害を想定した避難訓練の実施率」について、昨年度は中学校の伸び悩みについて、指摘させていただいたが、今年度のデータでは計画策定に比べ、中・高・特別支援学校の実施率が伸びた一方、小学校が減少するなど、「防災教育」の必要性が学校現場に浸透しているのかが気になる。 <u>コロナ禍において、地域連携での避難訓練も実施を見合わせなければならなかったかもしれないことは推察されるが、コロナの状況に関係なく自然災害は容赦なく襲ってきて、現実的に大きな被害が生じる地域が毎年あることを考えると、「防災教育」実施の重要度はかなり高いということを学校現場に周知することも大切ではないかと考える。</u></p>
藤田委員	<p><地域安全センターの役割の周知（具体的取組127）> 地域安全センターについては、令和2年3月末時点で、全小学校区に設置完了ということだが、保護者にはその存在が知れ渡っていない。<u>地域安全センターがどういうことを行う施設なのか等、情報発信を積極的に行い、広く周知と理解いただくように努めていただきたい。</u></p>
藤田委員	<p><警察と連携した交通安全教育の実施（具体的取組129）> 私の地元の幼稚園では、警察が実際に来園し、子どもたちに交通安全指導を行ってくれているようである。 <u>交通安全教育については、警察と連携することにより、より充実した内容となると考えるため、今後も警察と連携ながら、交通安全教育に関する取組をすすめてほしい。</u></p>

令和3年度大阪府教育行政評価審議会 委員一覧

ふりがな	あかし いちろう	会長
氏名	明石 一郎	
所属・職名	関西外国語大学短期大学部教授	
専門領域・活動領域	人権教育・地域家庭教育・PTA活動	
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	おくむら よしみ	
氏名	奥村 好美	
所属・職名	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授	
専門領域・活動領域	教育学・カリキュラム論・教育評価論	
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	おだ ひろのぶ	
氏名	小田 浩伸	
所属・職名	大阪大谷大学教育学部教授	
専門領域・活動領域	特別支援教育・発達障がい	
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	たなか さとし	副会長
氏名	田中 聡	
所属・職名	神戸親和女子大学発達教育学部准教授	
専門領域・活動領域	教育学、体育科教育学	
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	ふじた まゆみ	
氏名	藤田 真由美	
所属・職名	大阪府PTA協議会理事	
専門領域・活動領域	PTA活動	
選任理由	保護者代表として、大阪府PTA協議会からの推薦により選任	
ふりがな	わたなべ ひであき	
氏名	渡辺 秀明	
所属・職名	大阪信用金庫CSR部部長	
専門領域・活動領域	民間企業	
選任理由	民間企業としての知見を活かし、教育に関する意見を聴取することが適当な者として選任	

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2（以下、略）

別表第一（第二条関係）

- 一 知事の附属機関（略）
- 二 教育委員会の附属機関（略）
- 三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	(略)
大阪府教育振興基本計画審議会	(略)
<u>大阪府教育行政評価審議会</u>	<u>大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務</u>

(以下、略)

大阪府教育行政評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府教育行政評価審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第三号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会は、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者その他相当と認める者のうちから、知事と協議した上で委員を任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 委員が次の各号の一に該当する場合、委員会は知事と協議した上で、これを解任することができる。

一 病気等により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

二 職務を怠り、または職務上の義務に反した場合

5 補欠の委員は遅滞なく、委員会が知事と協議した上で任命するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の担任する事務について取りまとめる。

(副会長)

第五条 会長は、あらかじめ委員の中から副会長を指名する。

2 副会長は、会長が病気等により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、審議会の会議の開催について、知事と協議した上で決定する。

2 会長は、前項の決定を受け、会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、第三条第五項の補欠の委員が任命されていない場合は、審議会の委員数から除くものとする。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事と協議の上で委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年教委規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。